

酒類総合研究所訓令第 12 号
改訂 平成14 訓令第 5 号
改訂 平成15 訓令第 11 号
改訂 平成15 訓令第 15 号
改訂 平成25 訓令第 6 号
改訂 平成26 訓令第 6 号
改訂 平成27 訓令第 3 号

独立行政法人酒類総合研究所役員退職手当規程を次のように定める。

平成 13 年 4 月 1 日

独立行政法人酒類総合研究所

理事長 高橋利郎

独立行政法人酒類総合研究所役員退職手当規程

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 50 条の 2 第 2 項に基づき、独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）が退職（死亡及び解任された場合を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときはその遺族に、支給する。

(退職手当の支給制限)

第 3 条 役員が、通則法第 23 条第 2 項の規定（同項第 1 号の規定を除く。）により解任されたときは、退職手当を支給しない。

(退職手当の額)

第 4 条 退職手当の額は、在職期間 1 月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に 100 分の 10.875 の割合を乗じて得た額に財務大臣が 0.0 から 2.0 の範囲内で研究所の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし第 7 条後段及び第 7 条の 2 第 1 項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1 月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に 100 分の 10.875 の割合を乗じて得た額に財務大臣が 0.0 から 2.0 の範囲内で研究所の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれ

ぞれの額の合計額とする。

(退職手当の返納等の取扱い)

第5条 退職手当の返納等の取扱いについては、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第13条第1項、第2項、第5項、第7項及び第10項並びに第15条第1項の規定を準用する。この場合において、第13条第1項、第2項、第5項及び第7項並びに第15条第1項中「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、第13条第1項中「職員」とあるのは「役員」と、第13条第2項中「公務」とあるのは「研究所の業務」と読み替えるものとする。

(在職期間の計算)

第6条 在職期間及び役職別期間の月額計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月と計算するものとする。

2 第4条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月額が前項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の取扱い)

第7条 役員が任期満了の日またはその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前またはその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(国家公務員等として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第7条の2 役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）又は職員（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員として在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 国家公務員等が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員として引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての在職期間を含むものとする。

3 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

4 第2項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）

における退職手当の額は、第4条の規定による額と、引き続いて役員となるため退職した日におけるその者の俸給月額及び調整月額並びにその時点で国家公務員等に復帰し国家公務員等として退職したと仮定した場合の第2項の規定に該当する役員としての在職期間（国家公務員等として引き続いた在職期間を含む。以下「通算在職期間」という。）を国家公務員退職手当法又は独立行政法人酒類総合研究所職員手当規程に規定する退職日俸給月額及び調整月額並びに在職期間とそれぞれみなし、同法又は同規程の規定を準用して計算した退職手当の額を基礎とし、国家公務員等としての在職期間の通算在職期間に占める割合を勘案し理事長が別に定める額との合計額とする。

（遺族の範囲及び順位）

第8条 第2条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号に規定するところによるものとし、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者

三 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で前号に該当しない者

2 前項第2号及び第3号の規定中父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上であるときは、その人数により、等分して支給する。

（端数の処理）

第9条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

（実施細則）

第10条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

1 この規程は、平成14年10月25日より施行し、平成14年4月1日から適用する。

2 平成14年4月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役職が同日における役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第4条

の規定にかかわらず、当該退職の日における本俸月額に、任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36を乗じて得た額と基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額の合計額とする。

- 3 前項の規定において、各在職期間の月額計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第6条の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の在職月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から1月を減ずるものとする。

附 則

この規程は、平成15年9月25日より施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年1月28日から施行し、平成16年1月1日から適用する。
- 2 平成16年1月1日の前日までの在職期間に係る退職手当の額の計算については、施行後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の規定による。

附 則（平成25年3月22日一部改正）

- 1 第4条の改正規定は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 第4条の規定の適用については、同条中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則

この規程は、平成26年7月30日から施行する。

附 則（平成27年3月5日一部改正）

第1条及び第4条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。